

障害者殺傷事件を「契機」とした精神保健医療福祉法制度の「趣旨転換」の様相

—「報告書～再発防止策の提言～」の詳解とその後の動向の検討を通して—

○ 名古屋市立大学 樋澤 吉彦 (3742)

キーワード: 「報告書～再発防止策の提言～」、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」、精神保健福祉法

1. 研究目的

本報告は、2016(平成28)年7月26日未明、S市障害者施設において当該施設の元職員により入所者19名が刺殺され、職員を含む27名が重軽傷を負わされた事件(以下、「事件」と略す)を受けて厚生労働省に設けられた「S市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」(地名はイニシャルに修正。以下、国検討チームと略す)により同年9月14日に公表された「中間とりまとめ～事件の検証を中心として～」(以下、「中間とりまとめ」と略す)、およびそれをふまえて同年12月8日に公表された「報告書～再発防止策の提言～」(以下、「国報告書」と略す)が、2013(平成25)年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正(6月19日公布、以下、法自体は精神保健福祉法と略す。また、この時改正された精神保健福祉法を25年改正法と略す)附則第8条に基づき2016(平成28)年1月7日に設置された「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」(以下、あり方検討会と略す)により2017(平成29)年2月8日に公表され、同28日、第193回国会に上程され結果的には継続審議の後いったん廃案となった精神保健福祉法改正案(以下、29年改正法案と略す)の土台となった「報告書」(以下、「あり方検討会報告書」と略す)の趣旨転換に与えた影響について明らかにすることを目的としている。

2. 研究の視点および方法

29年改正法案の本来の始点である25年改正法附則第8条では「この法律の施行後3年を目途として(中略)医療保護入院における移送及び入院の手の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方並びに精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」についての検討と所要の措置を講ずることが謳われていた。第1回あり方検討会資料『「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の進め方(案)」の「想定される主な検討事項」の上位項目も「医療保護入院」に関する事項であった。

しかし「事件」後、2016(平成28)年9月30日に開催された第3回あり方検討会の場に「事件」検証資料である国検討チームによる「中間とりまとめ」が資料の一つとして提出される。これを機にあり方検討会は論点を精神保健福祉法における「措置入院」のあり方を議論に加え且つそれに焦点化させた「あり方検討会報告書」を公表することとなる。29年改正法案は「改正の趣旨」の冒頭に「二度と同様の事件が発生しないよう(中略)法整備を行う」との文言を入れたうえで、「あり方検討会報告書」の趣旨をより純化させたかたちで国会上程された。ちなみにこの文言は2017(平成29)年4月13日の参議院厚生労働委員会において、再犯防止が目的ではないことを明確にすることを理由として法案内容自体は修正のないまま厚労相の「お詫び」とともに取り下げられたが、そのことにより逆に法改正の立法事実の存否をめぐって混乱が引き起こされた。

本報告では、「事件」の「特異」性を前提としながら「措置入院」の不備とその対策に焦点化された「国報告書」が、「事件」の存在を希釈してあくまで精神医療の普遍的な課題という「体裁」で「措置入院」の不備とその対策を謳う29年改正法案に結実させた議論の様相を明らかにするために、その始点となった「国報告書」を主な検討対象としてその詳解を行う。

3. 倫理的配慮

本報告は公刊されている文献および資料研究である。そのため、特に日本社会福祉学会研究倫理指針第2指針内容A、FおよびHを遵守している。なお、本報告の引用文献等については本要旨を含めて紙幅の都合上、全て当日配布資料に記載する。また活用研究費についても当時配布資料に記載する。

4. 研究結果

「国報告書」は「重視した3つの視点」として、①「共生社会の推進」、②「退院後の医療等の継続的な支援を通じた、地域における孤立の防止」、③「社会福祉施設等における職場環境の整備」を挙げている。

「共生社会の推進」では、「今回の事件は、障害者への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって、引き起こされたものと考えられる」としたうえで、「事件を実行した施設の元職員である男（中略）は、精神障害による他害のおそれがあるとして措置入院になっていたが、今回の事件は極めて特異なものであり、地域で生活する精神障害者の方々に偏見や差別の目が向けられることは断じてあってはならない」と言明しているように、「事件」と精神障害との親和性を否定している。しかし他方、直後の「退院後の医療等の継続的な支援を通じた、地域における孤立の防止」の箇所ではその項の冒頭において、「今回の事件において、容疑者は、措置入院先病院からの退院後に、医療機関や地方自治体から必要な医療等の支援を十分に受けることなく孤立していた。退院後に医療・福祉・生活面での支援を継続的に受けられる確実な仕組みがあれば、事件の発生を防ぐことができていた可能性がある」と述べているように、問題の焦点を措置解除後のフォローアップ体制という精神医療の課題に一般化して述べている。「国報告書」は、一方で本事件の「特異」性を述べておきながら、他方で措置入院解除後の一般的な問題の帰結の一例として「事件」を規定したうえで、精神医療の枠組みで再発防止策を展開している。「国報告書」は「再発防止のための具体的な提言」として、①「共生社会の推進に向けた取り組み」、②「退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応」、③「措置入院中の診療内容の充実」、④「関係機関等の協力の推進」、⑤「社会福祉施設等における対応」の5点を挙げているが、このうち②から④までの精神医療の枠組みにおける再犯防止策について、全21ページのうち約5割を割いている。さらに②以降は「事件」の「特異」性についてはほとんど言及されることはなく、あくまで措置入院退院後のフォローアップ体制の不備に焦点があてられている。特に②では具体策として、(1)「退院後支援計画」の作成、(2)「調整会議」の開催、(3)措置入院先病院における「退院後生活環境相談員」の選任、そして(4)措置入院先病院における「退院後支援ニーズアセスメント」の実施を提案しており、この4点はあり方検討会における議論の趣旨転換に接続し、ほぼそのまま29年改正法案に反映されることになった。また④では「都道府県知事等や警察などの関係者が共通認識を持つべき」と指摘しているが、警察の関与については29年改正法案において「精神障害者支援地域協議会」の2つの会議のうちの一つである「代表者会議」メンバーの一員に規定されるかたちで具現化の道筋がつけられた。

5. 考察

「国報告書」は、冒頭で本事件の「特異」性を指摘したうえで共生社会の推進を掲げているものの、その後は全体の5割近くを割いたうえで問題の焦点を精神保健福祉法における措置入院制度の不備、特に措置解除後のフォローアップ体制の不備に一般化している。「国報告書」はそのうえで、(1)「退院後支援計画」の作成、(2)「調整会議」の開催、(3)措置入院先病院における「退院後生活環境相談員」の選任、(4)措置入院先病院における「退院後ニーズアセスメント」の実施の4点の提案を行っている。すでに起訴されている被告の診断自体が精神疾患のカテゴリーに入るか否かが不明瞭であるにも関わらずその他害の危険性にのみ主眼が置かれることとなり、上記4点の提案は「あり方検討会報告書」の趣旨転換の「契機」となった。「趣旨転換」された「あり方検討会報告書」は、さらにその趣旨を「取捨選択」されたうえで29年改正法案に反映されることとなった。

また、29年改正法案に対しては精神保健医療福祉分野のソーシャルワーク職能団体である日本精神保健福祉士協会が、29年改正法案の趣旨転換の様相に対しては反対の姿勢を表明しつつも、制度内職務要件獲得のための積極的な提案・見解の公表を継続して行っていることにも留意する必要があると考える。